

助成制度、申請書類や指定医療機関は変更になることがありますので、申請しようとする際は、事前に最寄りの保健所（裏面参照）にお問い合わせいただくようお願いいたします。

特定不妊治療とは	不妊治療のうち、指定医療機関で治療を受けた体外受精及び顕微授精です。また、特定不妊治療の一環として精子を採取する手術費用も対象です。（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合も、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。）					
助成対象者	<p>次の要件をすべて満たす方が助成対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内（※高松市除く）に居住し、治療開始時から婚姻関係（事実婚関係（*）を含む）にある夫婦</li> <li>・ 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満（★）である夫婦</li> <li>・ 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないか極めて少ないと医師に診断された夫婦</li> </ul> <p>* 対象となる事実婚関係は、夫婦それぞれに他に法律上の配偶者が無く、且つ、住民票上同一世帯であるか、同一世帯でないことに理由が必要です。</p> <p>★妻の生年月日が昭和52年4月1日から昭和53年3月31日の場合は、44歳未満となります。</p>					
指定医療機関	体外受精	顕微授精	男性不妊	指定医療機関名	住所	電話番号
	○	○	—	高松市立みんなの病院	高松市仏生山町甲 847-1	087-813-7171
	○	—	—	安藤レディースクリニック	高松市多肥下町 1524-14	087-815-2833
	○	○	○	厚仁病院	丸亀市通町 133	0877-23-2525
	○	○	—	四国子どもとおとなの医療センター	善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-1000
	○	○	—	よつばウィメンズクリニック	高松市円座町 375-1	087-885-4103
	○	○	○	高松赤十字病院	高松市番町 4-1-3	087-831-7101
	・ 県外の医療機関は、その都道府県の知事等が指定した医療機関であれば助成対象になります。					
申請時期	<p>○ 申請は、治療（採卵から胚移植までの行為※体調により胚移植に至らなかった場合も含まれます。）を行った年度ごとに行うことができます。</p> <p>○ 治療が終了した日の属する年度（年度は4月1日から翌年3月31日まで）内に申請してください。ただし、3月中に治療が終了した方などやむを得ない場合は、4月末日まで申請できます。</p>					
申請に必要な書類	<p>① 特定不妊治療費助成事業申請書（第1号様式）</p> <p>② 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）</p> <p>③ 特定不妊治療に要した費用を確認できる書類（医療機関発行の領収書等）</p> <p>④ 夫婦の住所、婚姻関係及び婚姻の日を証明できる書類（戸籍謄本、住民票の写し等）</p> <p>⑤ 助成金請求書（口座振込） <u>必要な書類の詳細は裏面をご覧ください。</u></p>					
助成の内容等	○ 助成金額及び回数					
	区分	内 容				
	国制度による 1回当たりの助成額	原則	① 治療区分A、B、D、Eは30万円、C、Fは10万円まで助成			
		加算	② 男性不妊治療（※）について①のほか30万円まで助成（Cを除く）			
	県上乗せ助成	通算2回（注：1子ごとではありません）に限り、上記の国制度による助成額に5万円まで上乗せ助成				
通算助成回数	初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が、40歳（☆）未満の方は1子ごとに6回まで、40歳（☆）以上43歳未満の方は1子ごとに3回まで助成 ★妻の生年月日が昭和55年4月1日から昭和56年3月31日の場合は、41歳となります。					
その他	平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合は、助成回数が6回未満でも助成しない。（最後に助成を受けた後、出生した子などがある場合は、助成が可能となる場合があります。）					
<p>※ 男性不妊治療は、特定不妊治療のため精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術をいいます。</p> <p>○ 入院費、凍結された精子等の保存料は助成の対象とはなりません。</p> <p>○ 1回の治療とは採卵準備のための投薬開始から、体外受精・顕微授精1回に至る治療の過程をいいます。また、以前に行った体外受精・顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなします。ただし、投薬を開始したが採卵に至らなかった場合は、助成対象になりません。</p>						
<p>相談、申請窓口や提出書類の詳細等については、裏面をご覧ください。</p> <p>※ 高松市内にお住まいの方は、高松市健康づくり推進課（TEL 087-839-2363）へお問い合わせください。</p>						

注）★の年齢要件の緩和には、夫婦の所得の合計が730万円未満である必要があります。適用を受ける場合は、夫婦それぞれの令和2年の市町・県民所得税証明書を添付してください。また、年齢要件の緩和は、事実婚の方への適用はありません。

## 特定不妊治療費助成事業の申請窓口・申請書類について

助成制度、申請書類や指定医療機関は変更になることがありますので、申請しようとする際は、事前に最寄りの保健所にお問い合わせいただくようお願いいたします。

※ 高松市内にお住まいの方は提出書類、申請窓口が異なりますので、高松市健康づくり推進課(高松市桜町 1-9-12、TEL 087-839-2363)にお問い合わせください。

### 【お問合せ、申請窓口】

住 所 地	申 請 窓 口
さぬき市、東かがわ市 木田郡、香川郡	東讃保健福祉事務所(保健対策課) さぬき市津田町津田 930-2 TEL 0879-29-8264
小豆郡	小豆総合事務所(保健福祉課) 小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5 TEL 0879-62-1373
丸亀市、坂出市、善通寺市、 綾歌郡、仲多度郡	中讃保健福祉事務所(保健対策第二課) 丸亀市土器町東8丁目 526 TEL 0877-24-9963
観音寺市、三豊市	西讃保健福祉事務所(健康福祉総務課) 観音寺市坂本町 7-3-18 TEL 0875-25-3082

【申請に必要な書類】(ご不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。)

特定不妊治療に係る医療費助成の申請には、以下の①～⑥の書類が必要となります。

①特定不妊治療費助成事業申請書(第1号様式)

申請者は、県内に居住している方であれば夫又は妻のいずれでも結構です。

②特定不妊治療費助成事業受診等証明書(第2号様式)

指定医療機関で記入してもらってください。

③特定不妊治療に要した費用を確認できる書類(医療機関発行の領収書等)

原則、医療機関発行の領収書の原本を添付してください。原本は、複写のうえ返却します。

費用の内訳が記載されていない場合、内訳が記載されている請求明細書等を添付してください。

④夫婦の住所、婚姻関係及び婚姻の日を確認できる書類

【法律上の夫婦の場合】

○夫婦の戸籍謄本(発行から3ヶ月以内の原本)

県に初めて申請する場合は、治療開始時点で法律上の夫婦であることを確認するため婚姻年月日が記載された戸籍謄本が必要です。

※戸籍謄本は、2回目以降の申請で、続柄が記載され婚姻関係が確認できる住民票の写しを添付する場合は、省略できます。

○夫婦の住民票の写し

①発行から3ヶ月以内の原本で個人番号(マイナンバー)の記載のないもの。

②2回目以降の申請で、戸籍謄本を省略する場合は、必ず夫婦の続柄が記載されていること。

※年度内に複数回申請する際の2回目以降の申請で、前回添付の住民票の写しが発行から3ヶ月以内である場合は、住民票の写しを省略できます。

【事実婚の夫婦の場合】

○夫婦それぞれの戸籍謄本(発行から3ヶ月以内の原本)

※申請の度に原本を提出してください。2回目以降や同一年度の申請でも省略はできません。

○夫婦の住民票の写し

発行から3ヶ月以内の原本で個人番号(マイナンバー)の記載のないもの。

※申請の度に原本を提出してください。2回目以降や同一年度の申請でも省略はできません。

○事実婚関係に関する申立書

⑤助成金請求書(口座振込払い)

請求者と口座名義人は、特定不妊治療費助成事業申請書(第1号様式)の申請者と同じになります。

ゆうちょ銀行の場合は、「銀行振込用の口座番号」でないとお支払いできません。

★☆☆コロナ年齢特例の適用には、夫及び妻の所得を証明する書類が必要です。

市町役場で夫婦それぞれの令和2年の市町・県民税所得課税証明書の交付を受け原本を添付してください。

源泉徴収票は、不可です。※年度内に複数回申請する際の2回目以降の申請で、前回提出時と同じ年の証明となる場合は、証明書を省略できます。また、年齢特例のうち、☆☆(40歳)特例の場合は、初めての助成申請時のみ必要となります。